

## 伯耆町家庭用発電設備等導入推進補助金 Q&A

※令和7年度から変更した部分は赤字で表示しています

### (1) 補助金制度の概要について

#### 1. 補助金額はいくらか？

##### ① 太陽光発電システム

⇒ 太陽電池の最大出力1kW 当たり3万6千円で、上限は 18 万円(5kW)です。

##### ② 定置用蓄電池等(蓄電池、電気自動車等充給電設備)

⇒ 1件当たり 20 万円です。

(変更)新規に①と併せて導入する場合又は既設の太陽光発電システム(10kW)と連携する場合が補助対象となります

##### ③ 木質バイオマス熱利用機器(薪ストーブ等)

⇒ 1件当たり 18 万円 かつ機器の価格の5分の2以内 です。

◇①～③とも、総事業費から寄付金等の収入を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とします。

#### 2. 基本的な条件は？

次のすべての条件を満たす者が対象となります。

##### (共通事項)

◇町内に住所があり、対象設備を設置した町内の住宅(申請者本人又は申請者の世帯員が所有するものに限ります。)に居住すること。

※申請時点で居住していない場合でも申請は可能ですが、実績報告を提出される際には、住民票の異動が必要となります。併せて、申請時に住民票の異動を確約する同意書の提出が必要となります。

◇事業主体(申請者)の発注先が県内の事業者であること。

※発注先と対象設備の設置事業者が異なる場合には、確認のため、設置事業者から (別紙)施工事業者報告書 を提出してください。

◇県内の事業者が設置工事を行うこと。

◇申請者本人及び申請者の世帯員全員が、過去に本事業における町の補助金を受けていないこと。

#### 3. 法人は補助の対象となるか？

◇補助の対象になりません。

#### 4. 受付期間は？

◇令和7年6月2日(月)午後2時から 12 月 26 日(金)午後5時 15 分までです。

先着順に受け付けますが、予定件数に達し次第、受付を終了します。

なお、6月3日以降の受付時間は、平日の午前8時 30 分から午後5時 15 分までです。

※受付時間に持参された申請者数が、募集件数を上回っている場合は当日の午後2時に抽選を行います。

#### 5. 申請書の配布は？

◇伯耆町役場地域整備課で配布します。

伯耆町のホームページからもダウンロードできます。

6. 募集件数は？

①太陽光発電システム

⇒ 交付限度額(18 万円)ベースで 10 件です。

②定置用蓄電池等(蓄電池、電気自動車等充給電設備)

⇒ 交付限度額(20 万円)ベースで 10 件です。

③木質バイオマス熱利用機器(薪ストーブ等)

⇒ 交付限度額(18 万円)ベースで4件です。

(2)補助金の交付申請などについて

(共通事項)

1. 既に対象設備の設置工事に着手しているが、町の補助は受けられるか？

◇町の補助金の交付決定前に着工している場合は、補助の対象になりません。

必ず、町の補助金交付決定通知を受けてから着工してください。

2. 対象設備の設置された建売住宅を購入する場合、町の補助は受けられるか？

◇補助の対象となりますが、必ず、住宅の引渡しを受ける前に交付申請し、町の補助金交付決定通知を受けてから引渡しを受けてください。交付決定前に引渡しを受けた場合は、補助の対象になりません。

3. 申請者の所有でない住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、町の補助は受けられるか？

◇所有者が申請者の世帯員である場合、又は申請者と申請者の世帯員との共有の場合に限り、補助の対象となります。

4. 申請書を郵送してもよいのか？

◇申請書の郵送は可としますが、できるだけ持参をお願いします。なお、公平性の観点から受付開始時間以前に到着したものはお受けできませんので、ご了承ください。

5. 申請書類などに押印する印鑑は、認印でよいのか？

◇認印でかまいません(シャチハタなどのスタンプ印は不可)。ただし、交付申請から補助金の請求までの一連の書類には同一の印鑑を使用してください。ただし、申請者本人が署名された場合は、印鑑は必要ありません。

6. 新築住宅又は建売住宅の場合、申請書に記入する住所は現在の住所か？

◇現在の住所を記入してください。ただし、完了届の提出時には新築住宅又は建売住宅に居住していることが必要となりますので、提出時までに入居・転居届の手続きをしてください。

7. 工事が完了したが、いつまでに完了届を提出すればよいのか？

◇完了届は、事業が完了した日から日を経過した 10 日（閉庁日を除く。）又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、完了届の添付書類は以下のとおりです。

☐ 機器を設置した住宅の写真

☐ 事業報告書及び収支決算書

□ 対象設備の設置費に係る領収書の写し

(□ 『電力需給契約通知』の写し ※太陽光発電システムのみ)

⇒ 『電力需給契約通知』が3月 31 日までに届かない恐れがある場合は、国に申請される際に添付する『系統連系に係る契約のご案内(中国電力発行)』の写しで代用してください。

(□ 住民票の写し ※住民票の移動が必要な方のみ)

8. 交付申請書及び完了届に添付する住宅の写真はどのようなものが必要になるのか？

◇交付申請書には、設置前の建物全体(遠景)と設置予定場所(近景)のカラー写真を添付してください。新築住宅の場合は、更地又は建築途中のものでかまいません。

また、完了届には、設置後の建物全体(遠景)と設置場所(近景)のカラー写真を添付してください。

なお、対象設備の設置された建売住宅については、交付申請書及び完了届のいずれにも建物全体(遠景)と設置場所(近景)のカラー写真を添付してください。

(太陽光発電システム)

1. 機器を増設する場合は補助対象になるか？

◇補助の対象とはなりません。ただし、既に機器があつて、同建物の別箇所に新設する場合は、既設と新設の最大出力合計値が 10kW 未満の場合に限り、補助対象となります。交付申請書には既設機器の資料も添付してください。

2. 補助金額の算定方法はどのようなになるか？

◇太陽電池の最大出力(太陽電池モジュールの公称最大出力、又はパワーコンディショナの定額出力のいずれか小さい値)で算定します。また、出力の小数点以下 2 桁未満は切捨てとします。

3. 工事は完了したが、『電力需給契約通知』が届かない。完了届は提出できないか？

◇提出できません。太陽光発電システムの場合、事業完了の日は、「工事が完了した日」または「電力需給契約通知を受理した日」のいずれか遅い日です。

(定置用蓄電池等(蓄電池、電気自動車等充給電設備))

1. 既に太陽光発電システムを導入しているが、新たに蓄電池等を設置して一連のシステムとしたい。補助対象となるか？

◇家庭用の太陽光発電システム(10kw 未満)と連携する場合、補助の対象となります。

(木質バイオマス熱利用機器(薪ストーブ等))

1. その他、申請に際して注意事項はあるか？

◇薪ストーブの利用については、煙や臭いに起因する苦情・近隣トラブルが発生する恐れがあります。各種ガイドライン等を遵守し、近隣住民等への影響について十分に考慮し、必要な対策を講じてください。

<関連リンク>

【鳥取県】薪・ペレットストーブの適切な使用について(お願い)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/95570.htm>

【環境省】木質バイオマスストーブ環境ガイドブック

<https://www.env.go.jp/air/info/biomass-stove.pdf>

**【環境省】木質バイオマスストーブ環境ガイドライン**

[http://www.env.go.jp/air/co-benefits/conf\\_tech.html](http://www.env.go.jp/air/co-benefits/conf_tech.html)

**(3)その他**

1. 現地調査を行うことはあるか？

◇必要に応じて行う場合があります。

2. 当初の申請内容から変更が生じる場合、届出が必要か？

◇町へ変更承認の申請をしていただきます。なお、変更承認した場合であっても補助金額の増額は行いませんので、ご了承ください。詳しくは、伯耆町役場地域整備課にお問い合わせください。

3. 諸事情により対象設備の設置を取り止めることになった場合、届出が必要か？

◇すでに補助金の交付決定通知を受けている場合は、取下げ書を提出していただきます。詳しくは、伯耆町役場地域整備課にお問い合わせください。

4. 複数の申請ができるか？

◇できません。複数の設備を導入する場合は、いずれか1つのみ申請対象です。

ただし、定置用蓄電池等(蓄電池、電気自動車等充給電設備)の導入については、太陽光発電システムと併せて導入する場合に限り、補助対象となります。

5. 以前に本人又は同一世帯員が町補助金を受けて太陽熱利用機器を設置した後、改めて太陽光発電システムを設置する場合は補助の対象となるか？

◇対象となりません。